保護者の方へ



多子世帯利用給付認定についてのお知らせ

本市では安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的として、認可外保育施設等（企業主導型保育事業を含む。）を利用する多子世帯の第２子以降（０～２歳児）の保育料および、幼稚園等を利用する多子世帯の第２子以降（満３歳児）の預かり保育料についても無償化を実施しています。

無償化を受けるためには、認定申請書の提出及び市からの認定が必要となります。下記をご確認の上、期限内に必要書類を利用される施設へご提出ください。

なお、年度毎の申請のため、令和７年度申請済の方でも対象者に該当する方は再度申請が必要となります。

１　対象者

世帯内第２子以降で０～満３歳児（令和８年４月１日時点で３歳未満）の保育の必要性のある子ども

※令和８年１０月利用分から一部対象者の月額上限額が変わります。

施設種別	対象年齢	令和８年９月利用分まで（月額上限額）	令和８年10月利用分から（月額上限額）
認可外保育施設	第２子以降の０～２歳児	４２，０００円	４５，７００円
企業主導型保育事業	第２子以降の０歳児	３７，１００円	変更なし
	第２子以降の１，２歳児	３７，０００円	変更なし
幼稚園 認定こども園（教育部分）	第２子以降の満３歳児	１６，３００円	１７，７００円

２　提出物

(1) 多子世帯利用給付認定申請書

(2) 保護者の保育要件確認書類（裏面４参照）

※宇部市公式ウェブサイト（子育て応援サイト）に申請書の記入例を掲載しております。

宇部市公式ウェブサイト

３　提出期限

施設の指定する日

※認定開始日は、原則、宇部市が申請書を受けた日より前に遡ることはできません



〒755-8601　宇部市常盤町一丁目７番１号
宇部市こども未来部保育幼稚園課
認定係（認定に関すること）TEL：0836-34-8327
給付係（給付に関すること）TEL：0836-34-8328
FAX：0836-22-6051

4　保育の必要性の認定の要件及び必要書類

利用料の無償化対象となるには、下記の「保育の必要な事由（保育要件）」に該当し、多子世帯利用給付認定を受ける必要があります。下記事由により、**月　52　時間以上**家庭保育ができない場合に保育が必要な状態であると認定します。

※必要書類は各保護者いずれかの必要書類の提出が必要です。（きょうだいで申請の場合は各保護者１部ずつの提出で可）その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

保育の必要な事由（保育要件）		必要書類
就労	自宅（内）外で就労	①就労証明書 ②自営業を証明する書類（経営中心者の場合） 例）直近の確定申告書(写し) 開業間もない場合は個人事業開業届(写し)等
妊娠・出産	出産前後（産前８週間～産後８週間）	親子（母子）健康手帳の(写し) ※保護者名と分娩予定日が分かるページ
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護する場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
被災・災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
就学	専門学校や大学に在学中 または職業訓練等の受講	①在学証明書 ②就学時間確認書類
虐待やＤＶの恐れ	・児童に対する虐待やＤＶ、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ・配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合	①申立書 ②関係機関からの意見書
求職活動	継続的な求職活動（起業準備含む）	求職活動状況報告書等
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等

5　認定期間

多子世帯利用給付認定期間は、原則として下記のとおりとなります。

認定の有効期間
原則、認定を受けた年度の３月 31 日まで

ただし、以下の場合は、有効期間が制限されます。

保育要件	認定可能期間
妊娠・出産	出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	２か月間（最大３か月間※）※同一年度内通算 （就労等により、再度保育認定を受ければ継続認定可能）
その他（期間の制限のある要件で認定を受けた場合）	保育の必要な事由がある期間の月の末日まで

就労の保育要件で認定を受けられている方が、出産を経て育児休業を取得する場合、最長 １ 年間の認定が可能です。（６参照）

6　認定中の留意事項

下記の表の事項に変更があった場合には、宇部市保育幼稚園課まで、**速やかに**届出をお願いします。

認定の有効期間内であっても保育を必要とする事由が消滅した場合は、認定取消し（多子世帯利用給付の対象外）となります。引き続き認定を希望される場合は、有効期間満了前に必要書類の提出が必要となります。

変更事項	提出書類	備考
退職	求職活動状況報告書	退職日が決定した場合、原則として事前に届出をお願いします。 有給休暇の消化は含まず、最終出勤日の属する月までが就労認定となります。
就職	就労証明書	
就労条件変更	就労証明書	就労時間の増減、勤務時間帯の変更、転勤、勤務先の増減（ダブルワーク） ※ダブルワークの場合、両方の就労証明書の提出が必要です。
転職	①就労証明書 ②求職活動状況報告書	前勤務先の最終出勤日確認のため、求職活動状況報告書の提出も必要です。
休職	①疾病・看護・介護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等	一ヶ月超にわたり、疾病、介護、看護等を理由に休職する場合、提出が必要です。医師の指示等により産前休暇を分娩予定日の 8 週より前（多胎児妊娠の場合は 14 週より前）に取得する場合も提出が必要です。 ※復職する場合、復職予定日を記入した就労証明書の提出が必要です。
育児休業	就労証明書	育児休業中、新 2 号認定の継続を希望される場合、出産後 8 週間以内に育児休業期間及び職場復帰日（出産日から 1 年経過した翌月 1 日までとなっていること）が記載された就労証明書を提出してください。提出がない場合、新 2 号・新 3 号認定は取消しとなります。父母ともに、一ヶ月以上の育児休業を取得する場合は、提出が必要です。 ※育児休業中に新 2 号・新 3 号認定が認められるのは、原則、産前産後休業開始以前から就労による新 2 号・新 3 号認定を受けている場合に限ります。
結婚	①家族状況変更届 ②保育要件確認書類	結婚相手の保育要件確認書類が必要です。
離婚	家族状況変更届	離婚成立後、同居を継続している場合は同一世帯として取扱います。
家族状況	家族状況変更届	出生、転居（祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。）、氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失した場合は届出てください。
保育を必要とする事由の変更	保育要件確認書類	

市外へ転出する場合

宇部市外へ転居した場合は、宇部市での多子世帯利用給付認定は終了となります。転出先の自治体で手続きが必要となる場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

育児休業中の認定について

出産後 1 年以内（出産日から 1 年経過した翌月 1 日まで）に職場復帰する場合に限り、育児休業中の認定継続を承諾します。認定継続をご希望の場合は下記のとおり必要書類のご提出をお願いします。

(1) 出産後**８週間以内**　　**育児休業期間及び職場復帰日が記された就労証明書**

(2) 職場復帰後**２週間以内**　　**復職証明書**（育児休業明けの就労による認定を受けられた方）

■ **期間について**

育児休業の認定期間は最長**１年間**（出産日から 1 年経過した日の属する月末まで）です。

当初から 1 年超の育児休業を取得される場合は育児休業中の認定はできません。

■ **育児休業制度がない勤務体系の方について**

育児休業制度がない勤務体系の方については、出産を機に一旦退職されても、出産後 **８週間以内に** 1 年以内に再就職することが確認できる就労証明書の提出があった場合のみ、認定を継続します。

※1 年後までに再就職（職場不問）する趣旨の申立書による認定継続はできません。

認定を受けられた後の手続きについて 【認可外保育施設等をご利利用される方】
※幼稚園・認定こども園をご利用の方は施設でご確認ください。

7　請求（償還払い）について

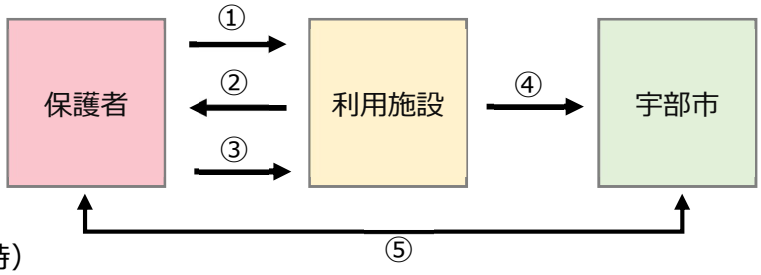
多子世帯利用給付を受けるためには、宇部市に対して請求手続きを行う必要があります。

※　月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割となります。

※　給食費やおやつ代などの食材料費、通園送迎費、行事参加費、日用品費などの実費は対象外となります。

※　保育を必要とする事由が消失した場合は認定取消しとなり、対象外となります。

■請求の流れについて



①　利用料の請求・支払い（随時）
保護者は、利用した認可外保育施設等に利用料を支払います。

②　領収書兼提供証明書の交付
①の支払いに対して、利用施設が「領収書兼提供証明書」を発行し、保護者に交付します。
「領収書兼提供証明書」は、③の請求手続きに必要となりますので**大切に保管**してください。

③　利用料に係る請求書を各提出期限までに提出
保護者は、多子世帯利用給付費請求書をご記入の上、②の「領収書兼提供証明書」を添えて利用している認可外保育施設等にご提出ください。
※初回は、「振込先口座届出書」及び振込口座が確認できる通帳またはキャッシュカードの写しを添付してください。

④　利用施設が③を取りまとめ後、各提出期限までに市に請求書を提出

⑤　給付月に市から保護者の指定口座に支払い
給付決定後、宇部市より支払決定通知を送付いたします。その後、支払い（償還払い）が行われます。

8　令和８年度の請求スケジュール

多子世帯利用給付（償還払い）は３ヶ月毎または半年毎に行います。

【３ヶ月毎の場合】

利用料	４月分～６月分	７月分～９月分	10 月分～12 月分	１月分～３月分
請求書類の提出期限	7/15（水）	10/15（木）	1/15（金）	4/15（木）
給付予定日	８月末まで	11 月末まで	２月末まで	５月末まで

【半年毎の場合】

利用料	４月分～９月分	10 月分～３月分
請求書類の提出期限	10/15（木）	4/15（木）
給付予定日	11 月末まで	５月末まで

※令和９年３月 31 日までの利用分についての請求は、令和９年４月 15 日（木）までに申請いただきますようお願いいたします。